資料―２―１

国官総第 105 号
国官技第 174 号
令和７年９月 18 日

中国地方整備局長　殿

国土交通事務次官

国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について

国土交通省所管公共事業の効率性及び透明性の一層の向上を図るため、今般、以下の評価実施要領について、改定を行ったので通知をする。

1. 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領
2. 国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領
3. 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領
4. 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領
5. 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領
6. 国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領
7. 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領